



[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

MS 2738:2023

マレーシア規格

ハラール消費財 — 一般要求事項

ICS: 11.040.01

記述：ハラール、消費財、要求事項、法令遵守、認証

© Copyright 2023

マレーシア規格局

マレーシア規格の策定

マレーシア規格局(Standards Malaysia)は、マレーシアの国家規格認証機関である。

マレーシア規格局の主な機能は、種々の規格、規格化及び認証を助長・促進して、国家経済を発展させ、産業効率及び開発を促進し、公衆の健康・安全に資し、消費者を保護し、国内・国際貿易を促進する手段、また、規格及び規格化に関連する国際協力を推進する手段を担うことにある。

マレーシア規格(MS)は、複数の委員会の総意により策定される。各委員会は、当面の課題に適切と思われる生産者、利用者、消費者、利害関係者の各代表者によりバランスよく構成されている。マレーシア規格は、可能な限り国際規格に準拠し又は国際規格を採用している。ある規格をマレーシア規格として承認する場合は、1996年マレーシア規格法[法律第549号]に準拠する。マレーシア規格は定期的に見直しを行っている。マレーシア規格の利用は任意であるが、規則、地方条例、その他同様の方法で規制当局が利用を義務付けた場合はその限りでない。

マレーシア規格に関する詳細情報については、下記に連絡されたい。

マレーシア規格局

レベル 4-7、タワー2、メナラ・サイバー・アクシス

ジャラン・インパクト、サイバー6

63000 サイバージャヤ

セランゴール・ダルル・エサン州

マレーシア

Level 4-7, Tower 2, Menara Cyber Axis Jalan

Jalan Impact, Cyber 6

63000 Cyberjaya

Selangor Darul Ehsan

MALAYSIA

電話：60 3 8008 2900

FAX：60 3 8008 2901

<http://www.jsm.gov.my>

メール：central@jsm.gov.my

目 次

委員会代表	ii
はしがき	iv
序 文	v
1 適用範囲	1
2 規範的参照文献	1
3 用語及び定義	1
4 要求事項	5
4.1 経営陣の責任	5
4.2 材 料	5
4.3 ハラール消費財の製造及び取扱いにおける衛生、公衆衛生及び安全性	8
4.4 製品の製造、取扱い及び流通	9
4.5 包装、ラベル表示及び広告	10
4.6 その他の要求事項	11
5 法令遵守	11
6 ハラール認証	12
7 ハラール認証マーク	12
付属書類 A(規範的) ナジス・ムガッラザに関するシャリーア法によるセルトゥの方法	13
参考文献	15

委員会代表

本マレーシア規格の策定権限を有するハラール国家規格委員会(National Standards Committee on Halal)(NSC 09)は、以下の組織の代表者で構成される。

マレーシア・イスラム開発庁(Department of Islamic Development Malaysia)
マレーシア規格局(事務局)(Department of Standards Malaysia (Secretariat))
獣医局(Department of Veterinary Services)
連邦農業マーケティング庁(Federal Agricultural Marketing Authority)
マレーシア製造業者連盟(Federation of Malaysian Manufacturers)
ハラール開発公社(Halal Development Corporation Berhad)
マレーシア・イスラム理解研究所(Institute of Islamic Understanding Malaysia)
マレーシア品質協会(Institute of Quality Malaysia)
マレーシア国際イスラム大学(International Islamic University Malaysia)
マレーシア農業研究開発機構(Malaysian Agricultural Research and Development Institute)
マレーシア規格利用者協会(Malaysian Association of Standards Users)
国内貿易・生活費省(Ministry of Domestic Trade and Cost of Living)
マレーシア保健省(食品安全・品質課)(Ministry of Health Malaysia (Food Safety and Quality Division))
マレーシア保健省(医療機器庁)(Ministry of Health Malaysia (Medical Device Authority))
マレーシア保健省(国家医薬品規制課)(Ministry of Health Malaysia (National Pharmaceutical Regulatory Division))
国際貿易産業省(Ministry of International Trade and Industry)
マレーシア・ムスリム消費者協会(Muslim Consumers' Association of Malaysia)
王立マレーシア税関局(Royal Malaysian Customs Department)
マレーシア・イスラム科学大学(Universiti Sains Islam Malaysia)

本マレーシア規格を監督したハラール消費財技術委員会(Technical Committee on Halal Consumer Goods)(NSC 09/TC 4)は、以下の組織の代表者で構成される。

マレーシア化学局(Department of Chemistry Malaysia)
マレーシア・イスラム開発庁
マレーシア規格局(事務局)
マレーシア消費者協会連合会(Federation of Malaysian Consumers Associations)
マレーシア製造業者連盟
ハラール開発公社
マレーシア対外貿易開発公社(Malaysia External Trade Development Corporation)
国際貿易産業省(Ministry of International Trade and Industry)
国内貿易・生活費省(Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs)
マレーシア・ムスリム消費者協会(Muslim Consumers' Association of Malaysia)
サバ州ムフティ事務局(Pejabat Mufti Sabah)
マレーシア・パハン大学(Universiti Malaysia Pahang)

本マレーシア規格を策定したハラール消費財作業部会(Working Group on Halal Consumer Goods)(NSC 09/TC 4/ WG 1)は、以下の組織の代表者で構成される。

マレーシア・イスラム開発庁

マレーシア規格局(事務局)
マレーシア製造業者連盟
ハラール開発公社
セランゴール州イスラム教務局(Jabatan Agama Islam Selangor)
ジョホール州イスラム教務局(Jabatan Agama Islam Negeri Johor)
ペナン州イスラム宗教問題局(Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Pulau Pinang)
マレーシア対外貿易開発公社
マレーシア・プラスチック製造業者協会(Malaysian Plastics Manufacturers Association)
国内貿易・生活費省
マレーシア・ムスリム消費者協会
ペナン州消費者協会(Persatuan Pengguna Pulau Pinang)
中小企業協会(Small and Medium Enterprises Association)
マレーシア中小企業協会(SME Association of Malaysia)
マレーシア・パハン大学
マレーシア工科大学(Universiti Teknologi Malaysia)
マラ工科大学(Universiti Teknologi MARA)

はしがき

本マレーシア規格は、ハラール国家規格委員会(NSC 09)の権限に基づき、ハラール消費財作業部会(NSC 09/TC 4/WG 1)によって策定された。

1 のマレーシア規格を遵守しても、それ自体で法的義務から免除されるものではない。

序 文

ハラール関連のマレーシア規格は、ハラール製品及びサービスに対する需要拡大という課題に対応するため、同国のハラール生態系を補完する目的で策定された。本規格は、ハラール・ビルトインという概念に基づき構築され、既存の管轄当局がハラール認証に向けて利用している。

ハラール・ビルトインとは、経営レベルで予め目標を定義することから始まる、ハラール製品開発の体系的なアプローチである。これは、ハラールの要求事項を総合的な管理・統制システムの一部として組み込み又は統合するものである。製造/生産の全ての側面、すなわち戦略/立案から研究開発、原材料調達を経て、完成品の販売拠点への納入に至るまでを含んでいる。これにより、特定のハラール要求事項の継続的な遵守、並びに製品の安全性、性能、有効性及び品質の観点のほか、ハラール製品の製造及び取扱いに関する衛生の観点における法令遵守が保証される。

シャリーア及びファトクによって定められたハラールの要求事項は、マレーシア規格局が策定した規格の形式であるハラール基準に組み込まれている。ハラールは、システム全体に組み込まれるべきである。

ハラール消費財 - 一般要求事項

1 適用範囲

本マレーシア規格は、ハラール消費財の製造及び取扱いにおける一般要求事項を規定する。

2 規範的参照文献

本規格の適用には、以下の規範的参照文献が不可欠である。日付のある参照文献については、引用された版のみが適用される。日付のない参照文献については、規範的参照文献(改訂を含む。)の最新版が適用される。

MS 1500、ハラール食品 - 一般要求事項

MS 2393、イスラム及びハラールの用語 - 定義及び解釈

MS 2200-2、イスラム消費財 - 第2部：動物の骨、皮及び毛の使用 - 一般ガイドライン

3 用語及び定義

本規格の目的で、MS 2393 に記載されている用語及び定義、並びに以下の定義が適用される。

3.1 管轄当局

指定された要求事項に従って業務を遂行するよう政府から委任された機関。

注：マレーシアには、イスラム教関連事項、ハラール認証、動物衛生、公衆衛生、食品安全など、各分野を担当する様々な管轄当局が存在する。

3.1.1 ハラール管轄当局

マレーシアにおけるハラール管轄当局は、マレーシア・イスラム開発庁(JAKIM)、及びそれぞれの州のイスラム教評議会(State Islamic Religious Council)である。

3.2 消費財

食品・飲料製品、化粧品、医薬品、医療機器以外の利用者に利益をもたらす完成品及び/又

は半製品で、ハラール管轄当局が定める基準を満たすもの。

注：半製品には、ラベル表示及び包装を含め、加工が施された原材料が含まれる場合がある。

3.3 ハラール

シャリーア法及びファトワに基づき、イスラム教において合法かつ許可されている事物。

3.3.1 非ハラール

シャリーア法及びファトワに基づき、イスラム教において非合法かつ禁止されている事物。

注：非ハラールは、ハラームとも称する。

3.4 ハラール消費財

シャリーア法及びファトワに基づき許可された成分を含み、以下の条件を満たす消費財。

- a) シャリーア法及びファトワによりムスリムが消費することを禁じられている動物、又はシャリーア法及びファトワによる屠殺が行われていない動物の部位の一部で構成されないこと又はかかる部位を含まないこと
- b) シャリーア法及びファトワによりナジスとされるものを一切含まないこと
- c) シャリーア法及びファトワにより醜酞作用のあるものを含まないこと
- d) シャリーア法及びファトワにより認められていない人間の部位又はその派生物を含まないこと
- e) 毒性がない又は健康に有害でないこと、並びに
- f) シャリーア法及びファトワによるナジスで汚染された器具を用いて準備、加工又は製造されていないこと
- g) 準備、加工又は保存の過程において、3.4 項(a)及び(b)を満たしていない材料との接触、混入がなく、又は近接していないこと。

3.5 製造及び取扱い

製品を生産するための活動一式。生産及び品質管理を含み、全ての原材料の取得から加工を経て、その後の包装、及び完成品の流通向け出荷に至るまでの活動をいう。

3.6 製造

材料の調達及び受領、製品の生産、包装、再包装、ラベル表示、再ラベル表示、品質管理、出荷、保存及び流通、並びに関連する管理に至る全ての作業。

3.7 製造設備

製造活動を行うための設備。

3.8 ナジス

シャリーア法及びファトワにより不浄とされる事物。

3.8.1 シャリーア法及びファトワによるナジスは以下の通りである。

- a) 犬、豚及びその子孫又は派生種
- b) 非ハラール品目で汚染されたハラール消費財
- c) 非ハラール品目と直接接触したハラール消費財
- d) 人間又は動物の体腔から排出された液体及び物体(尿、血液、嘔吐物、膿、羊水、胎盤及び排泄物など)、豚及び犬の精子及び卵子(他の動物の精子及び卵子を除く。)
- e) 腐肉、又はシャリーア法及びファトワによる屠殺が行われていないハラール動物、並びに
- f) ハムル¹、及びハムルを含有する又は混合する消費財。

¹ ハムルは、酒類又は酩酊作用があり、シャリーア法及びファトワにより禁止されている液体である。

3.8.2 ナジスには、以下の3つのカテゴリーがある。

- a) ナジス・ムガッラザ：重度の不浄とみなされ、犬及び豚(*khinzir*)をいう(これらの体腔、子孫及び派生種から排出された液体及び物体を含む)。
- b) ナジス・ムタワッシタ：中程度の不浄とみなされ、重度又は軽度の不浄のいずれにも該当しないもの(嘔吐物、膿、血液、ハムル、腐肉、体腔から排出された液体及び物体など)をいう。
- c) ナジス・ムカッフアファ：軽度の不浄とみなされる。このカテゴリーに属する唯一のナジスは、母乳以外の消費財を一度も消費していない2歳以下の男児の尿である。

3.9 セルトウ

ナジス・ムガッラザに接触した身体、衣服、場所、道具及び機器を浄化することを意図した清めの行為。純水(*mutlaq water*)を用いて7回洗浄し、そのうち1回は土を混ぜた水を使用する。

3.10 シャリーア法及びファトワ

3.10.1 シャリーア法

ムッカラフ(義務を負う者)の行動に関するアッラーの命令であり、要求(命令及び禁止)、選択(フクム・タクリフィ)又はフクム・ワディ²で構成される。

注：マレーシアにおけるシャリーア法は、シャーフイー学派のイスラム法、又はその他ハナフィー、マーリク及びハンバルのいずれかの学派のイスラム法であり、連邦直轄領ではヤン・ディ・ペルトゥアン・アゴンの承認を受けて、又はマレーシア国内の各州ではその州の統治者の承認を受けて、施行される。

3.10.2 ファトワ

有能なイスラム法学者によって発行されるイスラム法に関する法的見解。

² フクム・ワディは、シャリーア法の施行に先立つ要求事項である。例えば、礼拝時間を遵守することは、礼拝が有効であるための要求事項である。

注：マレーシアの文脈において、ファトワとは、イスラム教に関連する権威によって検証された宗教勅令であり、連邦直轄領ではヤン・ディ・ペルトゥアン・アゴンの承認を受けて、又はマレーシア国内の各州ではその州の統治者の承認を受けて、施行される。

4 要求事項

4.1 経営陣の責任

4.1.1 経営陣は、ハラールの完全性が維持され、消費財がハラールの要求事項に従って製造されるよう確保するものとする。

4.1.2 経営陣は、社内のハラール管理システムの効果的な実施を確保する責任を負うムスリムの人員1名を指名するものとする。

4.1.3 経営陣は、当該人員に対し、ハラールの原則及びその適用に関する研修を定期的に提供するものとする。

4.1.4 経営陣は、社内のハラール管理システムの効果的な実施のために、十分な資源(すなわち、人材、設備、資金及びインフラ)が提供されるよう確保するものとする。

4.1.5 経営陣は、ハラール消費財の製造及び取扱いのための全ての関連活動が適正に記録されるよう確保するものとする。全ての文書及び記録は保存され、追跡可能かつ検索可能であるものとする。

4.1.6 経営陣は、ムスリムの人員がその宗教的慣習の義務を果たすことを認めるものとする。

4.1.7 経営陣は、会社内の様々な部門及び全ての階層の人員、会社のサプライヤー及び販売業者が、ハラールの完全性を維持するために参加し、コミットメントを示すよう確保するものとする。

4.2 材 料

4.2.1 ハラール消費財の製造に使用される全ての材料は、ハラールの要求事項を遵守するものとする。材料は、合成由来又は天然由来とすることができる。

4.2.2 全てのナジスは禁止されている。

4.3.1 動物

動物は、2つのカテゴリーに分類することができる。

4.3.1.1 陸生動物

全ての陸生動物は、以下の例外を除き、消費財の原材料源としてハラールである。

- a) シャリーア法及びファトワによる屠殺が行われていないハラール動物
- b) ナジス・ムガッラザである動物、すなわち豚及び犬並びにその子孫及び派生種
- c) トラ、クマ、ゾウ、ネコ、サルその他の、獲物を殺すために長い尖った歯又は牙を持つ動物
- d) ワシ、フクロウその他の猛禽類
- e) ネズミ、ゴキブリ、ムカデ、サソリ、ヘビ、スズメバチなどの害虫及び/又は有毒動物、及び他のこれに類する動物
- f) ミツバチ(*al-nahlah*)及びキツツキ(*hud-hud*)など、イスラム教で殺すことが禁じられている動物。
- g) シラミ及びハエなど、ひどく不快と見なされる生物
- h) 意図的かつ継続的にナジスを与えて飼育されたハラール動物、並びに
- i) シャリーア法及びファトワにより食用禁止とされているその他の動物(ハラール消費財における使用が許可されている場合を除く)。

4.3.1.2 水生動物

水生動物とは、水中に生息し、水の外では生存できない魚などの動物である。全ての水生動物は、以下の例外を除き、ハラールである。

- a) 有毒な、中毒性がある又は健康に有害な水生動物
- b) ワニ、カメ及びカエルなど、陸上と水中の両方に生息する動物
- c) ナジスの中で生息する、又は意図的かつ/若しくは継続的にナジスを与えられた水生動物、並びに
- d) シャリーア法及びファトワにより食用禁止とされているその他の水生動物。

4.3.2 植 物

全ての種類の植物、植物性製品及びその派生物は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なものを除き、ハラールである。

4.3.3 微 生 物

全ての種類の微生物(すなわち、細菌、藻類及び菌類)並びにその副産物及び/又は派生物は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なもの、又は準備の過程で非ハラール物質と接触したものを除き、ハラールである。

4.3.4 鉱物及び化学物質

全ての鉱物(すなわち、炭酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、二酸化チタン及びシリカ)及び化学物質は、有毒な、中毒性がある又は健康に有害なものを除き、ハラールである。

4.3.5 土及び水

土及び水に由来する全ての源泉及びその副産物は、有害なもの及び/又はナジスと定められた材料が混入しているものを除き、使用に関してハラールである。

4.3.6 遺伝子組み換え生物(GMO)

遺伝子組み換え生物(GMO)の製品及び/又は副産物、又はシャリーア法及びファトワにより非ハラールとされる動物の遺伝物質の操作によって製造された成分を含む消費財は、ハラールではない。

4.3.7 アルコール

アルコールを含有する消費財の材料は、アルコール飲料(ハムル)及び有毒で健康に有害なものを除き、許可される。

4.3.8 合成

合成的に生産された消費財の材料は、有害なもの及び又はナジスと定められた材料が混入したものを除き、ハラールである。

4.3.9 その他

4.3.1 及び 4.3.2 にかかわらず、シャリーア法及びファトワで認められるように、加工中に毒素又は毒が除去された場合、有害な陸生及び水生動物又は植物由来の製品は、ハラールである。

4.3 ハラール消費財の製造及び取扱いにおける衛生、公衆衛生及び安全性

4.3.1 施設

- a) 施設は、製造工程を保護するための措置と併せて考慮した場合に、非ハラール材料又は製品による汚染のリスクが生じない環境に設置されるものとする。
- b) 施設は、空気、水、下水、人員及び機器を介した汚染を防止するため、養豚場又はその加工活動から効果的に分離され、十分に隔離されるものとする。
- c) 施設の設計及びレイアウトは、適正な工程フロー、適正な従業員フロー、適正な公衆衛生及び安全の慣行(作業の合間及び作業中の害虫の侵入防止及び相互汚染防止を含む。)を可能にするものとする。
- d) 原材料の受領から完成品までの製品工程フローは、相互汚染を防止するものとする。
- e) 十分な衛生設備が提供され、維持されるものとする。
- f) 荷役場は、原材料及び完成品の効果的な移送を可能とするように適切に設計されるものとする。
- g) 施設は、良好かつ衛生的な状態に保ち、害虫の侵入を防止し、潜在的な繁殖場所を排

除するように維持されるものとする。

- h) ペットその他の動物は、施設内への持込みが禁止されるものとする。
- i) ムスリムの礼拝区域が提供され、適切な場所に設置され、適当に維持管理されるものとする。

4.3.2 機器及び加工補助具

- a) ハラール消費財の製造及び取扱いに使用される機器及び加工補助具は、洗浄が容易にできるように設計及び構築され、シャリーア法によりナジスと定められた材料で製造される又は材料を含有しないものとする。
- b) 製造設備には、宗教的礼拝の道具及び要素を一切設置しないものとする。
- c) 過去にナジス・ムガッラザと共に使用した又はこれと接触した機器及び加工補助具は、シャリーア法の規定に従ってセルトゥにより洗浄するものとする(付属書類 A 参照)。この手順は、ハラール管轄当局による監督及び検証を受けるものとする。
- d) ナジス・ムガッラザ用ライン、又はナジス・ムガッラザを含む加工ラインをハラール生産ラインへ転換する場合、当該ラインはシャリーア法の規定に従って洗浄され、セルトゥを行うものとする(添付書類 A 参照)。この手順は、ハラール管轄当局による監督及び検証を受けるものとする。転換した場合、当該ラインはハラール消費財専用として運用されるものとする。当該ラインをナジス・ムガッラザ用ラインへ転換し、その後再びハラール用ラインへ戻す行為は認められないものとする。
- e) 非ハラール物質で作られた装具及びブラシの使用は禁止されている。
- f) 全ての機器及び加工補助具は、定期的に洗浄され、維持管理されるものとする。

4.3.3 個人の衛生

生産区域に立ち入る許可を受けた全ての人員は、適正な服装を含め、個人の衛生を実践するものとする。

4.4 製品の製造、取扱い及び流通

4.4.1 全ての消費財は、以下の要求事項を満たす場合は、ハラールである。

- a) 加工工場、工具及び器具はハラール生産専用とすること
- b) 製品又はその成分は、シャリーア法及びファトワにより非ハラールとされる成分、構成要素又は製品を含有しないこと
- c) 製品は、シャリーア法及びファトワによりナジスと定められたものをいかなる量においても含有しないこと
- d) 製品又はその成分は、安全で、有害でないこと
- e) 製品は、ナジスによる汚染のない機器及び設備を使用して準備、加工又は製造されていること、並びに
- f) その準備、加工、包装、保存又は輸送の過程において、a)、b)、c)、d)及び/又は e)項に記載された要求事項を満たさないその他の材料、又はシャリーア法及びファトワによりナジスと定められたその他の材料から物理的に分離されていること。

4.5 包装、ラベル表示及び広告

4.5.1 ハラール消費財は適切に包装されるものとする。包装材はハラールとし、以下の要求事項を満たすものとする。

- a) 包装材は、シャリーア法及びファトワによりナジスと定められた原材料から製造されないこと
- b) シャリーア法及びファトワによりナジスと定められたもので汚染された機器を使用して準備、加工又は製造されないこと
- c) その準備、加工、保存又は輸送の過程において、a)又は b)項に記載された要求事項を満たさないその他の材料、又はシャリーア法及びファトワによりナジスと定められたその他の材料から物理的に分離されていること
- d) 包装材がハラール消費財に対して有害な影響を及ぼさないこと、並びに
- e) 包装のデザイン及びラベル表示(記号、ロゴ、名称及び画像を含む。)が誤解を招くも

のではなく、かつ/又はシャリーア法及びファトワの原則に反するものでないこと。

4.5.2 包装工程は、清潔かつ衛生的な方法で、かつ健全な衛生状態のもとで実施されるものとする。

4.5.3 製品と直接接触して使用されるラベル表示材は、ハラールかつ無害であるものとする。

4.5.4 ハラール消費財は、非ハラール物質、及び混同を生じさせる恐れのあるその他のものと同じ名称又は同義の名称を付さないものとする。

4.5.5 各包装には、管轄当局が指定するように、明瞭かつ消えないように表示するか、又はラベルを貼付するものとする。

4.5.6 ハラール消費財の包装、ラベル表示及び広告は、シャリーア法及びファトワの原則に反しないものとし、シャリーア法及び管轄当局が定めるガイドラインに反する無作法な要素を表示しないものとする。

4.6 その他の要求事項

4.6.1 ハラール消費財に含まれる骨、皮及び毛皮由来の消費財の材料は、MS 2200-2³の要求事項を満たすものとする。

4.6.2 ハラール消費財は、適正な洗浄処理を経た場合を除き、再生材から製造しないものとする。必要に応じて、付属書類 A に従い、セルトゥ処理が要求される場合がある。

4.7 法的要求事項

ハラール消費財の全ての観点(その製造及び取扱いを含む。)は、マレーシア及び/又は生産国において現在施行されている関連の規則及び要求事項を遵守するものとする。

5 法令遵守

本規格は、ハラール管轄当局によるハラール消費財の認証に向けた法令遵守を示すために使用されるものとする。

³ MS 2200-2 は現在改訂中であり、MS 2803 よって廃止され、置き換えられる予定。

認証の手続き及び要求事項は、ハラール管轄当局が定める通りとする。

注：本規格は、認証に必要とされる全ての要求事項を必ずしも含んでいるとは限らない。ハラール認証は、マレーシアのハラール管轄当局から取得できる。

6 ハラール認証

ハラール認証は、マレーシアの該当するハラール管轄当局によって発行されるものとする。

7 ハラール認証マーク

各製品は、適切な場合はハラール管轄当局による承認を得た上で、同当局のハラール認証ロゴを付すことができる。ただし、製品が本規格の要求事項に適合している場合に限る。

付属書類 A (規範的)

ナジス・ムガッラザに関するシャリーア法によるセルトゥの方法

A.1 一般要求事項

ナジスは、目に見えるもの(‘ainiah)であれ、目に見えないもの(消滅した、干上がった等)であれ、*hukmiah* と称される。

ナジスを清めるには

- a) 7回の洗浄が必要であり、そのうち1回は土を混ぜた水を用いること。
- b) 最初の洗浄はナジスの存在を除去するためのものであり、たとえ数回の洗浄が必要であっても同様である。最初の洗浄で用いた水は残さず、次回の洗浄を二度目の洗浄と数えるものとする。
- c) 使用する土の量は、懸濁液を作るのにちょうど十分な量とし、また
- d) 土を含んだ製品の使用は許可される。

セルトゥに関する詳細は、マレーシア・イスラム開発庁による *Garis panduan sertu dari perspektif Islam*(イスラムの視点によるセルトゥのガイドライン)に掲載されている。

A.2 土の条件

土の条件は以下の通りである。

- a) ナジスを含まず、かつ
- b) 乾式浄法(*tayammum*)に使用されたことのある *musta ‘mal* 土でないこと。ただし、大雨に晒された後は除く。

A.3 水の条件

水の条件は以下の通りとする。

- a) 天然水(*mutlaq*)であり
- b) *musta 'mal*⁴でなく、かつ
- c) ナジスを含まないこと。

⁴ *musta 'mal* 水とは、洗浄に使用された 2 クッラー(約 192 リットル)未満の水を指す。

参考文献

- [1] MS 2565 : 2014 ハラール包装 — 一般ガイドライン
- [2] MS 2595 : 2015 飲料水処理用ハラール化学物質 — 一般ガイドライン
- [3] 2011 年取引表示法
- [4] イスラムの視点によるセルトゥのガイドライン、マレーシア・イスラム開発庁
- [5] *Manual Prosedur Pensijilan Halal Malaysia (Domestik) 2020*(2020 年マレーシア(国内向け)ハラール認証手順マニュアル)、マレーシア・イスラム開発庁

謝 辞

ハラール消費財作業部会メンバー

ブカリ・ムド・アキル氏(議長)	マレーシア・イスラム開発庁
ヌル・アフィカ・マズラン氏(書記)	マレーシア規格局
ムハンマド・ハワリ・ハッサン氏/モハマド・サ ミール・スレイマン氏/ムハンマド・ハンナン・ シャフィク・ジャマルディン氏	マレーシア・イスラム開発庁
ノル・ファイザ・マブブ氏/ノル・ハナ・ハムザ氏	マレーシア製造業者連盟
ワン・ヌル・アティカ・ノリザン氏	ハラール開発公社
アフマド・ソリヒン・マリアコン氏	セラングール州イスラム教務局
ハジ・ムスタファ・オマール/ファリダトゥル・ ファルハナ・ミスバ氏	ジョホール州イスラム教務局
ファイザル・イブラヒム氏/ノルハスニ・オスマン氏	マレーシア・ペナン州イスラム宗教 問題局
レミー・ヤアクブ氏/マズラン・ハルン氏	マレーシア対外貿易開発公社
ハムザ・マハディ氏/ノル・ハフィザ・ハロン氏	国内貿易・消費者問題省
ズルケフリ・モハマド氏	マレーシア・イスラム消費者協会
ハティジャ・ビビ・ハシム氏	ペナン州消費者協会
ダティン・ロレラ・チア/チン・リー・ピン氏/ノ ル・アイシャ・ワヒド氏	中小企業協会
ダトウク・ウィラ・ジャリラ・ババ	マレーシア中小企業協会
トゥアン・シデク・トゥアン・ムダ博士/准教授ザイ トン・アブドゥル・マジド准教授	パハン大学
モハマド・シャズワン・シャー・ジャミル博士	マレーシア工科大学

補充メンバー

イリヤ・ナジャ・ジャザリ氏	環境・水資源省
---------------	---------